

竹原市観光関連事業者等事業継続支援給付金

# 申請の手引き

## 竹原市観光関連事業者等事業継続支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で、観光客が減少したことに起因し事業収入が減少している竹原市内の観光関連事業者等に対して、事業の継続を支えるために、予算の範囲内で給付金を給付します。

### 給付金額

対象者には、一律**30万円**を支給します。ただし、給付は1事業者1回限りです。

### 給付対象者

次の(1)~(4)の条件をすべて満たす者又は(5)に該当する者が対象となります。

(1) 令和2年11月30日時点において、竹原市内に店舗・事業所・事務所など（以下「店舗等」という。）を運営する者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する法人又は個人事業主等で、今後も事業継続の意思がある者。ただし、令和元年の売上（事業収入）の合計が、360万円以上である者に限る。

(2) 令和2年12月から令和3年2月までの**いずれかの月で、市内の店舗等における売上（事業収入）が前年同月比で30%以上減少した者**

(3) 広島県が実施する「頑張る飲食店応援金」又は「頑張る飲食店納入事業者応援金」の対象事業者でない者

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、旅館業を営む者

イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして、住宅宿泊事業を営む者

ウ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受けて、旅客自動車運送事業者のうち、一般旅客自動車運送事業を営む者

エ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条又は第21条の許可を受けて、若しくは第20条第2項の届出をして、船舶運航事業を営む者

オ 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けて、旅行業又は旅行業者代理業を営む者

カ 食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第52条の許可を受けて、同法第5

- 1条に規定する政令で定める営業を営む者
- キ 酒税法（昭和28年2月28日号外法律第6号）第9条の免許を受けて、酒類販売業を営む者
- (5) 令和元年1月以降に竹原市内で店舗等を設置した者、専ら観光土産品の製造・小売を行う者等、市長が事業の趣旨に基づき特別な事情がある者として認める者

## 申請方法

(1) 申請期間

申請期間は、令和3年4月19日(月)から**6月18日(金)まで**です。

※ 令和3年6月18日消印有効

(2) 申請方法

ア 書類の取得

インターネット：竹原市HPからのダウンロード

配布場所：竹原市役所・忠海支所

イ 申請方法

申請書は、原則、郵送してください。

※密集を避けるため、ご協力をお願いいたします。

郵送される封筒には「給付金申請書在中」とご記入ください。

ウ 郵送先

〒725-8666

竹原市中央五丁目1-35 竹原市産業振興課

エ 問合せ先

竹原市産業振興課 0846-22-7745

担当 川田

## 支給時期

給付金の支給は、令和3年5月上旬以降開始します。申請内容に不備等がなければ、受付後2週間程度で振込をいたします。ただし、審査に伴い、書類の不備や不明点の確認に時間を要した場合には、遅れることもございます。ご了承ください。

審査を行うに当たり、電話により内容確認することがあります。必ず平日昼間に連絡の取れる番号を申請書に記入してください。

## 提出書類

申請書類は、下記(1) (2)を揃えてご提出ください。

(1) 申請書類

- 竹原市観光関連事業者等事業継続支援給付金申請書

(2) 添付書類

- 令和元年確定申告書の写し

※法人の場合は、「法人税確定申告書 別表一」

個人事業主の場合は、「確定申告書B 第一表」

- 令和2年12月から令和3年2月のいずれかの月の売上（事業収入）が前年同月比で30%以上減少したことがわかるもの（青色決算書、法人事業概況説明書、売上勘定の元帳、月次残高試算表、経理ソフトの帳票、売上台帳）の写し
- 許認可証等（営業許可証、販売免許、届出済証）の写し
- 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」宣言書の写し
- 法人名義又は代表者名義の振込口座通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号、名義人がわかるもの）

### (該当の方のみ)

- 特別な理由がある者としての説明書

(例) 法人設立届出書、個人事業の開業届出書の控え等